

2026年3月

受益者の皆様

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

「イーストスプリング・インド・コア株式ファンド 愛称: +  $\alpha$  インド(プラスアルファインド)」

運用管理費用(信託報酬等)引き下げに伴う信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「イーストスプリング・インド・コア株式ファンド 愛称: +  $\alpha$  インド(プラスアルファインド)」につきまして、受益者の皆様の利便性の向上を目的に運用管理費用(信託報酬等)引き下げに伴う信託約款変更を行う予定です。お知らせいたします。

なお、今回の引き下げを実施した場合、国内のインド株式ファンド(アクティブ型)の中で最も低い運用管理費用になる見込みです\*(2026年3月18日時点、弊社調べ)。

今後ともより一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 変更内容

運用管理費用(信託報酬等)の引き下げ

(変更前) 年率0.9905%程度(税込) → (変更後) 年率0.9575%程度(税込)

2. 約款変更適用日

2026年4月24日

\*投資信託協会「投信総合検索ライブラリー」で、投資対象資産:株式、インデックスファンド区分:インデックス ファンドを除く、ETF区分:ETFを除く、キーワード:「インド」「印度」で抽出し、インド株式に特化したファンドのうち、指数連動型、レバレッジ型、設定前のファンドを除外した44ファンドで比較。2026年3月18日時点。ただし、最も低い運用管理費用はあくまでも調査時点のものであり、将来にわたって最も低い運用管理費用を示唆・保証するものではありません。

以 上

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号/加入協会一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

260319(05)

<ご参考>

(変更前)

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬等)	当ファンド①	純資産総額に対して年率0.3905%(税抜0.355%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の 基準価額に反映されます。信託財産からは毎 計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休 業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末また は信託終了時に支払われます。	信託報酬＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率	
		<当ファンド①の配分>		
		委託会社	年率0.1815%(税抜0.165%)	委託した資金の運用の対価
		販売会社	年率0.1815%(税抜0.165%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種 書類の送付、口座内でのファンドの管理 および事務手続き等の対価
	受託会社	年率0.0275%(税抜0.025%)	ファンドの運用財産の保管・管理、委託 会社からの運用指図の実行等の対価	
	投資対象とする 投資信託証券②	年率0.60%程度		
	実質的な負担 (①+②)	<b>年率0.9905%程度(税込)</b>		
その他の費用・ 手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用 報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率 0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映され ます。信託財産からは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了 日が休業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末または信託終了 時に支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料 、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租 税等についても信託財産から支払われます。		監査費用： 監査法人等に支払うファンドの監査に かかる費用	
	「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に 料率・上限額等を表示することができません。		売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に 支払う手数料	
			保管費用： 有価証券等の保管等のために海外銀行 に支払う費用	

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(変更後) \* 変更した箇所は「\*」にて記載。

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬等)	当ファンド①	純資産総額に対して年率0.3575%(税抜0.325%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の 基準価額に反映されます。信託財産からは毎 計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休 業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末また は信託終了時に支払われます。	信託報酬＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率	*	
		<当ファンド①の配分>			
		委託会社	年率0.1485%(税抜0.135%)	委託した資金の運用の対価	*
		販売会社	年率0.1815%(税抜0.165%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種 書類の送付、口座内でのファンドの管理 および事務手続き等の対価	
	受託会社	年率0.0275%(税抜0.025%)	ファンドの運用財産の保管・管理、委託 会社からの運用指図の実行等の対価		
	投資対象とする 投資信託証券②	年率0.60%程度			
	実質的な負担 (①+②)	<b>年率0.9575%程度(税込)</b>		*	
その他の費用・ 手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用 報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率 0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映され ます。信託財産からは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了 日が休業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末または信託終了 時に支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、 外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租 税等についても信託財産から支払われます。		監査費用： 監査法人等に支払うファンドの監査に かかる費用		
	「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に 料率・上限額等を表示することができません。		売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に 支払う手数料		
			保管費用： 有価証券等の保管等のために海外銀行 に支払う費用		

\*投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



#### 株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



#### 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



#### 信用リスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



#### 流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



#### カントリーリスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。



#### 外国の税制変更リスク

インド株式の売却益等に関し、保有期間に応じてキャピタルゲイン税等が課されます。これらは当ファンドが投資対象とする外国投資法人(以下、「投資先ファンド」といいます。)が負担します。投資先ファンドの設定国および投資対象国において、税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更されることがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付したお申込みの受付を取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超過して支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
- インドの株式には、外国投資家の保有比率の制限があります。したがって、外国投資家の保有比率の状況によっては運用上の制約を受ける場合があります。なお、インドの制度等は変更される場合があります。

※投資判断は手数料のみではありません。手数料以外の投資判断に係る事項の詳細については、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。 4/4